

第20回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：令和4年9月28日（水）午前10時00分～午前11時00分

◇場 所：本庁 5階 会議室8

◇出席者

委 員 片桐直人 野島佳枝 磯部昌淳 渡辺孝 隅田唯

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務課長 米田和章 法務係長 伊勢巧馬

法務係主事等 西川以純 佐藤鳴海

担当課 法務課

◇諮問事項 大和高田市個人情報保護条例の廃止並びに大和高田市個人情報保護法施行条例及び大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

◇会議内容

事務局	(事務局あいさつ) それでは、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条に基づき、会議を開催しますので、議長よろしく申し上げます。
議長（会長）	(議長あいさつ) それでは議事を進めさせていただきます。 諮問事項 大和高田市個人情報保護条例の廃止並びに大和高田市個人情報保護法施行条例及び大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、実施機関から説明をお願いします。
実施機関	(諮問事項の説明資料に基づく説明)
議長（会長）	説明の内容を審議するに当たり、確認したい事項等あれば、ご質問ください。 特に無いようであれば私から質問します。ご説明の内容（現行条例では、個人情報の保護に関する制度を実施する機関である「実施機関」に議会も含まれる一方、改正法においては、法の適用対象機関である「行政機関等」の中から議会は除かれているため、条文案においても「市の機関」から議会を除くこととしているとの説明）から、条例案第2条が条例の適用範囲を示しているとする、行政機関の組織に関

	<p>する条例の適用範囲が、法の適用範囲と食い違いうるという前提に立つという解釈にならないでしょうか。第2条の「この条例において、・・・」の規定の仕方に問題があるのかもしれませんが・・・</p>
実施機関	<p>第2条は、あくまで用語の説明であり、条例によって適用範囲を変更できるというものではありませんので、その点説明を訂正させていただきます。</p>
議長（会長）	<p>次に不開示情報ですが、行政活動を広く一般に明らかにすべきであるという趣旨から情報公開条例に基づき公開されるべき情報であっても、個人情報保護の観点から不開示とされるべき情報があります。これが暴露されると個人情報保護条例上の保護措置の問題となるのですが、この両者の整合性を取るために不開示情報に関する規定を設けることができるというものです。この整合性というのは必ずしも個人情報保護条例上で取らなければならないという性質のものではなく、必要であれば定めればよいのであって、規定を設ける必要性はないというご判断のもと、条例案においては、当該規定は設けられていないものと理解しています。ただし、改正法の不開示情報と本市の情報公開条例における不開示情報の規定との間に違いが生じる箇所がありますので、情報公開条例における不開示情報の規定を改正法の表現に揃える改正が併せてされています。</p> <p>次に手数料ですが、本市においては、手数料は無料とし実費による徴収を行うとしています。特にご意見等ありませんでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>次に、審査会への諮問について、前提として従前個人情報保護条例に基づく諮問事項としていた事項は、大部分が法及び個人情報保護委員会による解釈に委ねられることとなります。審査会の権限の範囲としては、条例の改正といった大局的な事項に限定されますが、そういった事情に鑑みて、またこれまで審議会等に蓄積された知見の継承の観点から考えてその他の附属機関機能と合わせた方が良いだろうということで、情報公開・個人情報保護審査会として、一の附属機関を設置するという審査会条例案も併せて出されています。この方式は、</p>

	<p>多くの他団体においても採用されているところです。</p> <p>審査会条例案に関して、まず第4条（所掌事項）に関し「諮問に応じ、・・・審査請求に関する事項」の部分について、諮問は審査請求に関し行われるものですから、この点、所掌事項として「諮問に関する事項」となるかと思えます。もしくは「法に定める審査請求の審査に関する事項」です。次に第9条（調査権限）の条に関し第1項、第3項に基づく情報開示あるいは資料の求めの権限は、審査請求に係る案件の場合にのみ付与し、個人情報の取扱いに係る案件の場合は付与しない、というお考えであるのでしょうか。</p> <p>その考えに立つと、審査請求以外の案件における審査会に対する資料の提出は基本的に調査権限に基づくものではなく、実施機関と審査会との信頼関係に基づくものになると思えます。問題となるのは、不祥事案件の場合など、書類の提出を求めて拒まれたときといった場合です。このような場合に、当然に審査会が調査権限を行使できるとするのか、個人情報の取扱いに係る案件に関しては審査会の調査権限を認めるものではないと解するのか、あるいは個別の諮問に付随して権限を付与できるとするのか、こういったパターンが考えられます。</p>
実施機関	<p>現行の審査会に付与される権限に基づいて条文案を作成していることから、審査会の調査権限に関しては、現段階では審査請求の場合にのみ付与する内容となっています。会長のご指摘の通り、不祥事案件における調査権限の付与の可否については、その必要が懸念されるところですので検討させていただければと存じます。</p>
議長（会長）	<p>不祥事案件に限らず、個人情報の取扱いに係る案件として何が想定されるのか、そういった案件の権限が付与されるのは審査会か保護委員会か。これらの点についても検討していただければと思えます。第9条の規定自体も、これが根拠となるものではなくそもそも審査会には調査権限が付与されていて、第9条はその付与された権限の内容を確認的に規定したものであるという理解もあり得ます。第9条に規定されていない内容があるというならば、この点明確にする必要があります。</p>

	<p>次に、行政機関等匿名加工情報について、本市においては当面実施の予定はないということで条文の規定は設けられていません。</p> <p>他にになにかございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>他に意見がないようですので、大和高田市個人情報保護条例の廃止並びに大和高田市個人情報保護法施行条例及び大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について承認をしてもよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	それでは、本件諮問事項について、承認することといたします。
委員	<p>少しよろしいでしょうか。新条例の条文に直接関係することではないのですが、今後の個人情報保護のあり方について、個人情報を大量に保有している自治体のデータガバナンスを向上させるのがよいのではないかと考えます。どういうことかということ、個人情報を含む全ての情報について、これを埋もれさせるのではなく、市民が利用しやすい制度を可能な限り用意することが、行政機関等匿名加工情報という概念が導入される等個人情報の利活用を目指す新個人情報保護法の趣旨に沿うのではないかとということです。例えば、医療関係の個人情報について考えていただければわかりやすいですが、市民の医療に関する情報を活用すれば、市民の健康を向上させるという地域福祉の向上につながります。また、マイナンバーを活用すれば、事務の正確性、迅速性を担保できるようになるはずです。</p> <p>ここで気になるのが、尼崎で起きた個人情報漏洩事案です。ああいったトラブルについて、大和高田市としては今後どのような対策をして予防し、それが起こった際にどのように対応していくのかを明確にする必要があるのではないかと考えます。この点、今後の制度設計について方針等があればお聞かせください。</p>
実施機関	行政機関内部の個人情報保護の具体的な運用方法については、保護措置に係る規程(案)を現在作成しているところでございます。令和5年4月1日から個人情報保護委員会が監督機関となり、全国統一的

	<p>に一定の保護水準を求められることとなりますので、これをクリアするような規程になるよう作成しております。現在、本市においては、情報資産を対象としたセキュリティポリシーは整備されていますが、個人情報全般に適用されるプライバシーポリシーのような内部運用のルールが整備されていないため、セキュリティポリシーとの整合をとりながら、作成しているところでございます。</p> <p>なお、尼崎の事案は委託事業者の管理に係る部分の安全管理措置の問題です。こちらはこちらで別に、安全管理措置基準に係る規程を作成しているところでございます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>その点について、行政側は条例も含めたルールの運用を基本にされていて、ルールがすごく重要と考える傾向にあります。そのこと自体、ルールが大事だという点は確かにそうで、それが優先されるべき価値だということは間違いないことです。</p> <p>他方で、公用車の利用を考えてみるとわかりやすいですが、基本的にうまくいっている制度というのは、ルールを見なくてもそのルールが守られている状態が担保されています。例えば、皆さんも、アイドリングストップをするだとか、できる限り燃費のいい運転をするだとか、ルールを見なくても当然にやられていると思います。それらがあって初めて、ルール違反があったときに、ルールにこう書いてあるのにどうしてそんなことされているのですかと問えるわけです。つまり、運用する側が、具体的なシステムに習熟することがまず大事なはずで、ルールに従ってやるだけでは、具体的なシステムは動かさません。</p> <p>その意味で尼崎の事案を検討すると、安全管理措置の基準あるいはそのルールが整備されていなかった可能性はあるのかもしれないけれど、人の出入りによってセキュリティに脆弱性が生じるだとか、USB自体が紛失というセキュリティ上のリスクを内包しており、それよりも安全なデータのやり取りの方法があるだとか、そういった点に運用する側が思い至らなかったというのも、一つの原因ではないかと考えられます。完全セキュアなプライベートなネットワークがあるならそ</p>

れを使えばいいはずですが、それに思い至らなかったのかもしれない。そのネットワークを使う方が、紙やUSBのように物理的に紛失するリスクよりよほど安全ではないかと思ひ至らないことが問題だったのではないかと思ひわけです。ネットワークでのやり取りについての理解が浅く、なんとなく怖いからという理由で、切り替えが進まなかったのではないのでしょうか。

もう一つの例として、デジタル庁が国の行政手続においてフロッピーディスクについては使用媒体指定を撤廃する旨発表した件も象徴的です。行政手続において、今年予算に計上してフロッピーディスクを他にあるもっといいものに変えることは検討されていたとは思ひますが、今年度は予算上難しいという理由等で、その使用を何十年も続けてきて、いまだにフロッピーディスクが使われているというのが現状なのではないかと予想します。もしそうであれば、これは、行政が意思決定する際に、新しいシステムを導入したときに得られるベネフィットを考慮要素として組み込んでいないという問題であると評価することもできます。ベネフィットを考慮要素にするには、そのまだ使ったことのない新しいシステムについての理解が必須です。そして、これを理解しないと結局どうなるかという、売り込みに来た業者の言いなりになるわけです。尼崎の事案でも、結局、委託事業者のユニシスを変えられなかったのは、ベンダーしかシステムがわからないような構造になっていたからではないかと思ひます。さらに言えば、そのような状況では競争入札をしたくても一者入札になるし、それならば、と随意契約への移行がすすみ、市民のベネフィットは失われていきます。

以上の例からもわかる通り、ルールを作ることはとても重要ですが、それと同等に技術を理解するというのもとても重要だと考えます。今から10年以上前に、ハーバード大学のローレンス・レッシングが提唱した Code is Law という言葉がありますが、現代社会では、コンピュータ上で記述されるコードが、法と同じくらい我々のあり方を規定しています。そういったことを踏まえて、全市を上げて、個人情報保護の制度づくりに取り組んでいってもらえればと思ひ次第です。

委員	<p>加えて、行政は異動があるというのも影響して、せっかく個人が磨いた知識も蓄積されずに流れて行ってしまいますよね。こういった体質も改善されればと願っています。</p> <p>ISO9000 では、作ったマニュアルが定期的に更新されているかどうか基準になっています。現実では古くなっているルールが踏襲されていて、タコツボ化した状況になることをどう防ぐのか、その文化を行政に浸透させるにはどうすればいいのかも問題になってくると思っています。</p>
事務局	<p>以上のご議論につきまして、直接には、新条例の承認に関連しないとのことではございますが、今後の個人情報保護制度のあり方に大きく影響する内容だと存じますので、答申における付言の形で答申案をまとめさせていただき、会長のご確認を経た後市長に答申として提出できればと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>この点について、いかがでしょうか。</p> <p>（全員同意）</p>
委員	<p>トップの意識がないと変わりませんし、先の ISO の話でも外部の審査機関が行う審査事項にトップのヒアリングがあることから、それが重要だということは明らかです。ですので、答申の付言として提出することには賛成です。</p>
議長（会長）	<p>それでは、事務局の提案どおり、付言として取りまとめられればと思います。</p> <p>（閉会のあいさつ）</p>